

国際金融規制の未来

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー顧問
SBI大学院大学教授

宮内 惇 至



いまや国際金融規制の歴史は一つの大河ドラマようになった。筆者が日銀で関わり始めた1990年代後半のバーゼル合意（当時は「BIS規制」と呼ばれていた）は、実施から数年の目新しい規制だった。当時の合意文書は短く、小冊子のようで、現規制の分厚い書類の束を前にすると隔世の感がある。

30年を超える歴史を振り返ると、一筋縄ではいかない規制の難しさが浮かんでくる。バーゼルⅠは実施からほどなくして90年代のリスク管理革命の洗礼を受け、規制裁定行動（レギュラトリー・アービトラージ）の標的となった。これに対して、リスク管理機能を活用する規制が模索され、内部モデルや内部格付を軸とするバーゼルⅡが構築された。だが、その導入の直前に発生した世界金融危機を契機にリスク管理に対する失望感が広がると、一転して当局のコマンド&コントロール色が濃い一連のマクロプルーデンス規制がバーゼルⅢとして登場した。しかし、20年のコロナショックや、23年春の欧米銀行の相次ぐ破綻におけるマクロプルーデンス規制のパフォーマンスは期待外れで、むしろ混乱を増幅した面もある。紆余曲折を経た国際金融規制だが、さらなる転換点に近づいているようにみえる。